

## 屋外遊戯場の設置についての取扱い

## 1 取扱い

屋外遊戯場の設置について、屋外遊戯場に代わるべき場所（以下「代替遊戯場」という。）を確保することを要件に、次表の「区分」欄の場合において、同表の「取扱い」欄のようにすることができる。

区 分	取扱い
本市の都市計画で指定する商業地域又は近隣商業地域において保育所を設置する場合	基準面積の2分の1以上の面積で設置することができる。
待機児童が多い地域として市長が指定する地域において賃貸物件を活用して保育所を整備し、設置する場合	
本市の都市計画で指定する商業地域であつて、かつ容積率が500パーセント以上とされる地域において保育所を設置する場合	屋外遊戯場を設置しないことができる。ただし、保育所敷地内に水遊びができる場所を確保しなければならない。
鉄道駅の周辺において屋外遊戯場の設置が困難な場合において保育所を設置する場合	

## 2 代替遊戯場の確保にかかる主な条件

区 分	内 容
代替遊戯場	公園、広場、寺社境内等、その所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体、その他地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。
面 積	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第6号に定める面積を有すること。
保育所からの距離	保育所から幼児同伴で徒歩10分程度の範囲内にあること。
安全の確保	代替遊戯場での屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されていること。

上記の他、代替遊戯場における屋外活動に関する計画書を市長に提出すること。  
また、管理者等及びその地域住民に対して、利用について説明し、理解を得られるよう努めること。

（注）これらの条件は、実際に保育所の整備が決定してから必要となるものですが、場合によっては本公募への応募での間に一定の確認をしていただくこともあります。

この取扱いを前提とした応募をお考えの場合は、事前に、子ども青少年局保育企画室までご相談ください。